

## 韓国文集叢刊解題(十四)

疋田, 啓佑  
福岡女子大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/18234>

---

出版情報 : 中国哲学論集. 35, pp.69-82, 2009-12-25. 九州大学中国哲学研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 韓国文集叢刊解題（十四）

足 田 啓 佑

## 第二十二輯

(114) 『静菴先生文集』 趙光祖 撰

本集は、静菴趙光祖の詩文集で、十七卷五冊、全348丁。

底本は国立中央図書館蔵本。

本書の著者趙光祖は己卯の士禍に於て死刑となつた為、二十六年後の仁宗の世となつた榮靖大王の元年に官爵が元に回復したものの、文集の編集出版にはまだ時の経過が必要であつた。宋時烈の「静菴先生文集序」に、趙光祖の「嘉言善行、殆んど將に堙没せんとして伝はる無し。……識者の恨を齎もたらすこと殆んど今に二百年ならん」と言う。

趙光祖を高く評価し、文正公の諡号を贈つた宣祖の時代に、文集の撰輯の命が下されたと宋時烈の序にあるが、李退溪の行状が嘉靖四十三年（明宗の十九年・一五六四）の日付があるところを見ると、仁宗の元年（一五四五）に官爵が回復し、その後遺文が蒐集されていたようで、それが李箕疇と李選が、それぞれに蒐集、それに著者の五代の孫、府使の趙渭叟が家蔵していた草本と一緒にして朴世采（字、和叔）が一六八一年に校訂、編次し、附録と年譜をつけて定稿本とした。そのうち本文を南原で渭叟が刊行したのが湖本と言われる初刊本で、一六八五年（肅宗の十一年）に朴世采が定稿本を再訂して大邱で刊行したのが嶺本と言われる初刊の別本である。これらを綾城の梁会淵がこ

これらの本を合せて再編して一八九二年に刊行したのが重刊本である（趙命教の識語）。なお本書は、この影印を昭和四年（一九二九）に梁会奎が三芝齋で出版したのにもとづいている。

内容は、最初に肅宗大王の御製の詩を掲げている。それは「静菴集を読んで感有り」というもので、趙光祖が死に臨んで言った言葉を思うたびに涙が流れ、先生の道德の明らかなことは朝紳ばかりでなく野嫗も尊敬した」というもので、これには庚戌（一七三〇）の閔鎮遠の識語がついている。次に宋時烈の序、宋秉璿の重刊の序（一八九二年）があり、ここに湖本と嶺本のこと記されている。

卷一、賦（1首）、詩（16首）。

卷二、对策（1）「謁聖施策」乙亥。これが中宗に注目されて官界で重用されていくきっかけとなったもの。疏（1）、「弘文館請罷昭格署疏」戊寅七月道教の役所である昭格署を廃止して、迷信打破を推進する有名な上疏文。啓辞（12）。「司諫院請罷両司啓」（3）、「両司請改正靖園功臣啓」（4）、これは功績もないのに重職を占めている勲旧派を弾劾するもので、光祖の命とりになる啓辞で、光祖の政治に対する思想をよく表わしているもの。次の「因不従改正功臣事辞職啓」（3）も同様のもの。書（2）、箴（1）、「戒心箴」并序。墓碣（1）、供状（2）、「獄中供辞」、「獄中聯名疏」。

卷三、経筵陳啓（44）。「検討官時啓」（7）、「侍読官時啓」（18）、「侍講官時啓」（4）、「参贊官時啓」（15）

卷四、経筵陳啓（37）。「参贊官時啓」（1）、「副提学時啓」（21）、「大司憲時啓」（11）、「元子輔養官時啓」（3）。

拾遺、啓（5）、他<sup>1</sup>。

卷五、筵中記事（4）。拾遺（2）。遺墨

附録

卷一、事実。

卷二、語類。

卷三、啓・劄・疏（21）。安瑯・金浄ら同僚のものから、奇大升、李滉、白仁傑、李珥ら後輩の人々のもの。

卷四、祭文・祝文（6）。記（2）。跋（2）。世系。

卷五、行状（2）、李滉と洪仁祐による）、墓誌銘（李珥）、神道碑銘（盧守慎）。跋（朴世采の辛酉（一六八一）、同再書、乙丑（一六八五）。

続集

卷一、拾遺詩（12首）。

附録

卷一、致祭文（16）。卷二、疏・筭・啓（7）。

卷三、補遺。

卷四、記（6）。詩（14）後の人のもの。贊（1）。祭文（3）。

卷五、碑（2）。詩（3）。門生録。重刊跋（鄭範朝及び趙命教）。

趙光祖（一四八二・成宗十三年—一五一九・中宗十四年）

姓は趙氏、名は光祖、字は孝直。自ら靜菴と号す。

七代の祖の趙良琪は高麗朝に仕えて摠管、高祖の趙温は漢川府院君、曾祖の趙育は吏曹参判、祖父の趙衷孫は礼曹判書、父の趙元綱は司憲府監察にまでなったが、光祖が十九歳の時（燕山君の六年）に亡くなった。母は具監閔誼の女。公は成宗の十三年八月十日に生れた。公の生涯は李滉（退溪）及び洪仁祐の行状、盧守慎の「神道碑銘」、詳細な年譜（すべて本集附録卷六所収）より適宜選択して述べる。

生れながらにして美質があり、幼い時から嬉戲すること少なく、小さい時から成人の儀度があったという。成長するに従って読書に励み、学業を修める中で、戊午の土禍によって流謫されていた寒暄堂金宏弼先生の門に入つて学び、慷慨して大志を抱き、科擧による榮達の道に進むのを快く思わず、聖賢の風を慕つて博学力行した。前述したように、十九歳の時、父の死に遭い、朱子の家礼に従つて厳しく喪に服した。三年の喪を終えて学問に精進するが、そこで主として究めたのは、『小学』、『近思録』、四書を主とし、ついで性理学の關係書や『資治通鑑綱目』で、これが光祖の

思想の根本となっている。

燕山君の十年（一五〇四年）には、また土禍が起き、金光弼先生は犠牲となってしまう。二年後に燕山君は追われ、中宗（恭僖大王）が即位し、燕山君の虐政が改められる。中宗の五年、進士の試験に状元（一位）で合格したが、翌年、母が亡くなった為に喪に服した。中宗の十年に造紙署司紙に除せられ、官僚としての第一歩を踏み出した。その年の秋の中宗の別試に乙科第一人として及第。成均館典籍に除せられ、ついで司憲府監察に遷り、以後次々と官職を移りつゝ累進していった。中宗の十一年には弘文館に入り、副修撰に併せて経筵檢討官を兼ね、朝廷で次々と意見を具申した。それらは檢討官時啓として本書卷三に七書収められている。時に光祖三十五歳。経筵つまり朝廷で国王の前で意見を具申するのが職務なので、公は鋭意君を格たして堯舜の君民のようになること、従つて斯文（儒教）を興起することが自分の任務と考え、出仕する前には齋戒し、講ずる書を端坐、熟読し、王の前には神明に対するように、一心肅慮し、王道・霸道の相違、義利の弁から、修身致治の道にいたるまでを日昃に至るまで論じ尽くした。王も虚心に傾聴して太平を致すことを願っていた。このように中宗から厚く信頼され、それにもなつて中宗の十三年には通政大夫弘文館副提学兼経筵参贊官、ついで承政院に移りながらも、経筵では数多くの建言をしている。

この経筵での建言で大きい問題とされたものがいくつかある。まず道教関係の役所の昭格署の廃止を請うもの（「弘文館請罷昭格署疏」本書卷二所収）で、すでに迷信を打破するために以前から言われてきていたものだが、天を祭る行事であつたためなかなか認められなかつた。公は「願はくは、殿下、潜思熟慮されんことを、王道は一ならずるべからず。而も王政もまた当に純なるべし。一にして正し」云々と道教の邪道に陥入らないよう、惑わされないようにと願つた文で、許してもらへるまで留まつて退出しないと朝になるまで止めなかつたため、中宗も許さざるを得なかつたとある。

公は嘉善大夫に陞り、司憲府大司憲に移つた後、皇太子の教育についても強く発言し、それとともに科挙による登用だけでは人材が得られないとして賢良科を設けることを願ひ出て、これが認められるや、士林派の人々が多数登用され、勲旧派と言われる旧勢力の人々から大いに反発を買つた。

この勲旧派といわれる保守派の人々とは、すでに戊午の士禍（一四九八年）、甲子の士禍（一五〇四年）などを引き起こした因縁がある。そしてこれらの士禍を克服して新たな政治体制に変わるに際して、さしたる功績もないのに、過大に評価を得て樞要の地位にある人々に対し、公は「両司、靖国の功臣を改正せんことを請ふ啓」（本書卷二所収）を一から四まで奉つて、彼等の官職を剥奪することを求めたのである。

光祖の施策はあまりにも過激、性急であるため、中宗も初めこそ納得し、公の思想に賛同していたが、次から次と持ち出してくる改革に、少々倦怠を抱いたか、勲旧派の意向に心を合わせようになつてくる。そこに彼ら保守派の南袞、沈貞、洪景舟らは中宗に趙光祖ら士林派が政治を壟断していると讒言し、十一月十五日の夜、神武門から宮廷に入り、中宗に密告し、趙光祖一派が不軌（反乱）の行動をとつたとして、趙光祖、金淨、金滉、金緑、尹自任、朴世薫、朴薫、奇遵らは逮捕され、獄に下されてしまった。

公は「士として斯の世に生れて、恃む所の者は君心のみ。妄りに国家の疾痛を料るは、利源に在り。故に国脉を無窮に新たにせんと欲するのみ。頓に他意無し」と言っている。公と金淨、金滉、金緑の四人に死刑が下されたのを聞いた領議政（宰相）の鄭光弼は入対して、涕泣して中宗の裾を引き、極めて諫め、左相の安瑯らを召して参議以上を集めて議せんことを請い、その結果、遠方への流罪となり、綾城に流謫となった。その後、十二月二十日に死を賜わるといふ命令が届いた。

公は、沐浴して衣を更え、従容として役人の都事に言った、「主上が臣に死を賜わるには罪名があるはずだ。恭々しく承けたまわろう」と言つたが、都事は答えることがなかった。そこで公はまた、「私は君を愛すること父を愛するが如くしてきた。天日は私の丹衷（こころのうち）を照らすだろう」と言つて従容として毒を仰いで卒した。享年三十八。行状の作者、李退溪や洪仁祐はこのように描いているが、中宗が非常な信頼を寄せて政治に関与させていた光祖を極刑にまですることに納得しがたいものがあるのを考えてか、「年譜」には、次のように述べている。聖旨（中宗の言）に曰く、

汝等、俱に侍従の臣を以て、本より君臣心を同じくせんと欲して忤して治に至る。汝等人物もまた良からざるを為

さず。ただ近來ちかごろ、凡そ事に過誤ありて平常ならざらしめ、朝廷、日に非なり。故に已むを得ずこれを罪す。然らば予の心、何ぞ安からん。朝廷の大臣もまた何ぞ私意有らんや。汝等の事、此に至るは皆、予の不明にして、先に其の微を防ぐ能はざればなり。若し律を以て罪せば、則ち必ずここに止まらざるなり。特に爾等、私心有るに非ず。但だ国事を為すに自ら其の過激の過ちたるを知らざるなり。

このように理由を述べて、鄭光弼をはじめとする参議以上の首脳部の意見を聞き入れて、流謫して中央から去らせたとある。これに対し光祖は、

臣、ここを去ると雖も、君の心、豈に知らざらんや。臣等の為す所、果して過激なる有り。と述べて謫に赴いた。このことを聞いた者達は、皆咨嗟し、涕泣したという。

この後、数多くの役人や学生が救済しようと上疏したが、納れられず、却つてその人達までが下獄してしまった。これが己卯の年のことであつたので己卯の士禍という士林派弾圧事件である。

逸話を一つ挙げる。静菴（光祖）が死を賜つたのを聞いた弟の崇祖が路傍で哭していると、山谷の間から老婆がやはり泣きながら来て崇祖に、「あなたは何故哭するのか」と尋ねたので、崇祖が、「私は兄を喪つたから」と言い、そして「お婆さんこそ何故哭すのですか」と言うど、老婆は、「国が趙大憲様を殺したと聞きました。賢人が死ねば、民は必ず安心して生きられなくなる。だから哭しているのです」と答えた（「遺事」金増の己卯録）ある。光祖はこのように一般の人々からも支持されていたということである。

中宗の世も終るや、仁宗の元年（一五四五）には光祖を始めとする人々との官爵が回復し、宣祖の時代になると太学生太学生の洪仁憲らの上疏により爵が贈られ、文正公の諡号まで贈られた。宣宗から趙光祖に追贈することを諮問された李退溪は、光祖の人となりと学問を、「天粟秀出、早に性理の学に志有り。中廟（中宗）治を求むること渴するが如く、將に三代の治（理想の政治）を興さんとし、光祖もまた、不世の遇を為さんと、金淨・金湜・奇遵・韓忠らと相与に協力同心して、法条を設立し、小学を以て人を教ふるの方を為し、且つ呂氏郷約を奉行せんと欲す」二云云と述べ、「今、若し光祖を褒贈して袞を罪せば、是非は分明ならん」と結んでいる。李退溪は光祖の行状の後半に於いて詳述

している。

(115) 『月淵先生文集』 李迨 撰

本集は、月淵<sup>りたひ</sup>李迨の詩文集で、二巻一冊、全85丁。

底本は国立中央図書館蔵本。

本書は兵火によつて散佚していた李迨の詩文と事蹟を泯滅させないために、五代の孫の李万材と六代の孫の李之復らが遺稿を集めて一編とした。その後、九代の孫の李天燮が、五代の祖である李行(号騎牛子)と李迨のことを記した『二祖実紀』という本から、二人を分離して再編した定稿本をもとにして、高宗の十年(一一八三)に十代の孫の李章雲、十一代の孫の李鐘述が集めて刊行したのが初刊本である。これに十二代の孫の李翊九が鍾述の世系図を追加して隆熙庚戌(四年・一九一〇)に木版で刊行したのが重刊本である。

これには李行の『騎牛先生文集』(「韓国文集叢刊」第七輯所収) 解題37の序(許伝)、跋(姜蘭馨)をも参照。

内容は、許伝の高宗の九年壬申(一一八七二)の序、姜蘭馨の後序、世系(三十世まである)、そして目録があつて本文。

巻一、詩(10首)、碑銘(1) これだけが李迨の作品、詩の六番からの三首が「翰苑直廬懷郷」で、朝廷に宿直をした際、故郷に帰る思いを述べたもので、李迨の生き方を描いている。

附録は行状(崔孝述)、墓碣銘(李万材、柳厚祚の二首) 他、言行<sup>せまぐ</sup>摭録(八代孫、李秉泰) 及び遺事(十代孫、李章雲)。李迨の作が殆んど残っていないため、各種文献から李迨の言行や遺事から集められた文は、李迨を知る貴重な手がかり。

巻二、附録、李迨が政界を引退した後に住んだ雙鏡堂や月淵台の重建記。詩、李迨と交友のあつた申光漢、魚得江ら諸賢との唱酬詩、台堂題詠(8首)。

跋(李敦禹)、跋(十二代孫の李翊九の隆熙庚戌(四年・一九一〇)二首)。



李迨（一四八三・成宗十四年—一五三六・中宗三十一年）

姓は李、名は迨、字は仲豫。驪州の人。「月淵先生世系図」には、高麗時代の李仁徳から系譜があるが、崔孝述の行状や墓碣銘は、五代の祖（初代からは九代目）の李行から述べているので彼からにする。李行、字は周道、号は騎牛子。高麗末の高級官吏、吏曹判書・芸文館大提学。高祖の李逖（字、平虜）は芸文館大提学。曾祖の李孜（字、善甫）は資憲大夫・知敦寧府事。祖父の李曾碩（字、直之）は通訓大夫。父の李師弼（字、汝良）は効力校尉。戊午の士禍のため左遷された。母は進士柳子恭の女。

公は成化癸卯、即ち成宗の十四年に京の第宅で生れた。資質は異凡であり、幼い時から徳器ありと言われている。父が戊午の士禍に関係して、官僚としての途に意欲を失っていて、凝川（密陽）に居住した。そのような中で、金慕齋（安国）先生の門に入って勉学した。そこで金思齋（正国）、李豊巖・権冲齋・柳松菴・申企齋（光漢）・金十清・魚灌圃（得江）らと交わり、講学討論し、詩文や書にも精通する中に、道義をも涵養していった。

丁卯（中宗二年・一五〇七）の年に生員・進士の試験に合格し、庚午（一五一〇）には文科に登第した。時に二十八歳であった。（朝鮮に於ては生員・進士の試があり、その上に文科の試があり、これに合格することが中国の進士に当るように、中国から採り入れた制度だが少し異なる）

辛未（中宗六年・一五一二）の年以後、官界に入り、以後歴任した官職は、まず承文院に入って正字となり、ついで著作、校検、そして芸文館に移り検閲、また承文院注書から待教、奉教と昇進していく。後を列挙すると、奉常寺判官、司導寺副正、春秋館編修官、実録記事官、そして天子に直言する司諫院正言、弘文館典翰と要職を拝し、これらの職務を遂行するに当って、心を尽して察識して行なっていたが、権奸の忌む所となり、陥し入れられることになり、地方官に転出させられた。

公は豊基郡の郡守となり、貧しい生活に甘んじて、自らの俸禄を民の為に使って学校を建て庶民の教育に尽力した。それらを後に郡民が碑を立てて顕彰している。

当時の権力者の金安老が、公がまだ翰林院に居た時のこと、安老は公の朝廷における存在が気に入らないものがあつ

だが、公の書道における素晴らしさを自分の屏風に揮つてほしく、権力を估みとして依頼してきた。公は権奸として威を振う金安老に対して、「吾が手、豈に権貴に汚さるるを屏けんや」と言つて拒わつてゐる。それで安老は、あらゆる面で公に害を加えた。

当時の状況を公は、「上は君心の非を格す能はず、下は権貴の輩を退くる能はず」と言い、その上、南袞、沈貞、洪景舟らが趙光祖ら士林派を追い落とす為に、己卯の土禍が起されるに及び、遂に南帰（故郷に帰る）することを決意して次のように詠つた。

頽齡にして宦意、先秋より薄し。

主に報いんとするに誠心未だ非を格さず。

久しく鑿坡に直するは宿志に非ず。

冠を神武に掛けて幾時か帰らん。

年をとつて官吏としての意欲がだんだん少なくなつていき、国王に報いるために誠の心で非を正すこともできずに、長い間、朝廷に宿直するのは、私の本意ではない。役人として冠を神武門に掛けて（古人がしたように）職を辞して、いつ故郷に帰ろうかというのである。この詩は、本書卷一に「翰苑に直廬して郷を懐ふ」の一首で、少し前半が省略されている。続けてまた次のようにも詠つてゐる。

首を回らせば半山、落照（夕日）を含み、騎を促して羸鬣（疲れた馬のたてがみ）に強ひて鞭を加ふ。

これ以後、公は田舎の別荘に退居して、そこに台を築き、それに月淵と名づけ、また堂も建て、それには雙鏡と名づけた。これにちなんで自分も「月淵主人」と号し、またそこで琴を弾じ書物を読むという生活をしたので「琴書子」とも号した。そして日がな一日、その辺りを逍遙しては詩を吟じ、それに世の中への憂愛の思いを托した。

金安老が失脚した後、中央に召し出されて弘文館典翰、三陟府使、成均館直講などに除せられて官界を経歴した。

中宗三十一年（一五三六）五月六日に卒した。享年五十四。

妻の李氏（李明胤の女）との間に四男二女があり、男は元亮、元忠、元晦、元賓。

(116) 『企齋集』 申光漢 撰

本集は、企齋申光漢の詩文集で、十九卷十冊、全575丁。

底本は、原集と別集は高麗大学中央図書館晩松文庫蔵本。附録の文集はソウル大学奎章閣蔵本。

本書には序文も跋文もないため、その成立はよく分からないが、『韓国文集叢刊』解題Ⅰには、李美実氏が「眉岩日記草」の記事から一五七三年頃、海州で木版によって刊行されたものが原集及び別集で、後に附録として文集が追刻されたと述べている。

内容は十九卷と前述したが、原集十二卷、附録二卷、別集七卷、文集三卷より成る。

企齋集(原集)

卷一、賦(15首)。卷一、詩(65)。卷三、詩(187)。卷四、詩(60)。卷五、詩(89)。卷六、詩(85)、連句(5)。卷七、詩(64)。卷八、詩(63)。卷九、詩(121)。卷十、賦(10)。卷十一、詩、皇華集(41)。卷十二、詩、皇華集(57)。卷十三、附録、祭文(3)、挽章(13)。卷十四、附録。行状、墓誌銘并序(洪暹)。この企齋集(原集)は詩集で、卷九の詩の中に、日本国の正使(対馬の問題の関係者)僧安心東堂への詩が五首ある。

別集(企齋別集)

卷一、詩(141首)。ここにも送日本正使安心東堂というのが一首ある。卷二、詩(82)。卷三、詩(75)。卷四、詩(110)。卷五、詩(98)。卷六、詩(54)。卷七、歌詞(27)。

文集(企齋文集)

卷一、弁(1)。記(10)。志(1)。説(2)。論(1)。序(7)。筭(2)。状(2)。碑銘・墓誌(4)。卷二、碑銘・墓誌(8)。卷三、碑銘・墓誌(3)。祭文(12)。雑著(4)ここに「訴旱魃文」がある。表箋(19)。銘(2)。歌謠(1)。

申光漢(一四八四・成宗十五—一五五五・明宗十年)

姓は申、名は光漢、字は漢之、一の字は時晦。嶮南の高靈県の人。(本書卷十四所収の「文簡公行状」を中心に述べる)

九代の祖申成用は高麗の檢校、軍器監。以下申康升、申仁材、申思敬、申德隣と続き、高祖の申包翹は工曹參議。曾祖の申樞は工曹參判。祖父の申叔舟は領議政(總理大臣)となった人。著に『保閑齋集』があり、日本にとつては叔舟の『海東諸国紀―朝鮮人の見た中世の日本と琉球―』(岩波文庫に田中健夫の訳がある)で知られており、本書の(59)に入っている人。父の申涇は、光漢が四歳の時に早世したので官は内資寺正と高位に至らなかつた。母は司圃の鄭溥の女。

公(光漢)は、四歳で父を亡つたため、成童になるまで学ぶことはしなかつたので、家中の老婢らから悪口を言われたが、幼い公は「今はまだ学んでいないが、学ぶ時には千群の人を超えてやる」と言つたので、婢僕らは公の才気が卓絶していることに驚いている。十五歳の時、書を読むことを知り、發憤してそれまでの友人とは絶交して師友について学問に精進した。その結果、数年も経ないうちに一人前の儒学者の力をつけた。

その頃、嶮南から名ある儒者が来て、公と詩文を競い合つたが、公は一步も引けをとらないどころか、その古賦を作つては首位を取つたため、公は大いに名を挙げた。燕山君の十年、所謂甲子の士禍が起こるや、公は時の政治に絶望し、戸を閉じて読書するという生活をし、「有鳥の辞」を作つて次のように詠う、

鳥有り、三年、飛び鳴かず、

天地、寂寞として好き声無し。

我、肝を抜きて赤い血を出さんと欲す。

飲み啄ばめば必ず執鳥と争はん。

山は深く路は絶え、風雨悪し。

恐らくは雛の饑うる有りて巢もまた傾かん。

因循して即今、頭白くならんと欲す。

暮年、血涙淋零を成さん。

この詩は燕山君の生母である尹氏が、父の成宗から賜葉によって亡くなっても、鳴かず飛ばずの三年という故事のように、葬式もせぜずにいることを寓したものであるが、この詩が公になると予測のつかない事件になろうと考え焼却して問題とならないようにしたが、これは幼い時から身につけた公の処生法である。

丁卯の年（中宗二年・一五〇七）には進士の試験に合格し、三年後の庚午の年に乙科に及第した。時に二十七歳。早速、承文院権知に補せられて官界入りし、翌年には副正字、ついで正字に昇進、翌年には弘文館に入り、副修撰知製教、ついで司諫院正言、十一年（一五一六）には成均館直講へ。翌年に司憲府持平を押し、昭格署の建置について非を論じた。この事について趙光祖もその廃止を唱えていたのでその上疏は嘉納されることになった。公は光祖と意見が合つて仲が良く、相共に講劘切磋し、誤りがある時は顔色を改めて責めたので、光祖は感謝して改めたという。中宗の十三年（一五一八）、弘文館の副助教・知製教えから助教へ、また司諫から典翰を押し、趙光祖の上疏によって制度として決まった賢良科によつて金滉らが採用された。中宗は夜の入対する者といつても古今を論弁しては疊々として（熱心に）已めず、もうやめようと巻を掩おほいては復た展ひらくという日々が累りで、夜も五鼓（夜明け）にもなるほどであった。中宗は公に、「十年間、臣下と政治を執る席に居るので、公らと機密に関して努め励んできたので、君臣義ありとは言うが、それより父子親ありのようだ」と言つている。このようであつたので、公は中宗の命を承けては、佩服して終身これを誦した。後にそのことを謝箋（礼状）に次のように書いています。

君臣義あり、父子親ありの恩語、今に至るまで猶ほ丁寧（再三懇ろに戒しめとする）なるがごとく、廟堂（朝廷）に居りても、江湖（世間）に処りても、憂心何ぞ進退に間たてられん。（本書文集卷二所収「謝賜鞍具馬豹皮唐表裏箋」）  
ついで成均館大司成を押しした時には、学生達が喜んでお祝いに來て学舎に入りきれないほどであつた。ついで大司諫を押し、承政院左丞旨を移つたが、病のため僉枢に移り、吏曹參議、都承旨と移つたが、当時、病氣がちのため、屢々辞職を上申するが、中宗は許さず、とうとう引見している時に眩が起つて倒れてしまった。中宗は、「此の地、卿に非れば不可なり。調治して職に供せば可なり」と言うほど信頼が厚かつた。

翌年の己卯の年、権奸の南袞、沈貞、洪景舟ら勲旧派（保守派）の人々が権力の座につくや、趙光祖ら士林派（改革派）の人々は讒言に会い、一網打尽にされてしまう。この禍いが公にも及ぼうとしたが、公は光祖らの一派であることは分つていても、罪にする根拠が無く、禍から免れることができたが、下獄した後、流謫された趙光祖を追いかけて行き、平生からの友人に禍患が迫ろうとしている時、世情のように心変りなどするはずがなく、常の如く所信を守つて語らつてゐる。光祖らの士禍にけりがつけられるとともに、翌十五年には中央から出されて三陟府使となり、民のために心を尽すことになる。公は「貧を賑わし孤を恤み、教ふるに礼俗を以てし、魚・塩の利、民にす」とあるように、民のため善政を施した。そのことを表わすものに「訴早魁文」（付録「文集」卷二所収）というものがある。早魁に苦しむ農民の立場を訴えたもので、公が地方官として民の為に尽力している姿がうかがえる。また民は病気になるると巫女に祈祷を頼むということや牛を手離すようなことをしていたが、公はそれを迷信として打破すること、儒教の礼俗と教育を布いた。

十七年、母が亡くなり、服喪するため高陽に帰つて廬を作つて精進、喪が開けたあとには麗州の元亨里に室を築いて門を杜じて出でず、読書生活をした。時の権力者であつた金安老、彼は公の姻戚にも当る人ではあつたが、公を策略でもつて籠絡しようと思つて寓舎を訪ねて来て、東湖にある別荘に招いた。しかし公はその求めを拒わり、「保樂堂」という詩を作り自らの出处進退について「進退憂有り、公、樂を保つも、行蔵、意無く、我真を全うせん」（本書別集卷五所収）と述べている。

中宗三十二年（一五三七）、十一月、金安老、許沆、蔡無沢ら権奸が弾劾され死を賜わることで公は再び中央の官界に帰り、翌三十三年には、成均館大司成、知製教に復帰して以後二十余年、中央の要職を経歴、大司諫の時には丁酉の事件（金安老らの政治を壟断して悪事を働いたことで誅された）に係した人についての論議が紛糾したのを鎮めて重きを成した。司憲府司憲では綱紀肅正に努め、兵曹参判・刑曹参判・戸曹参判を歴任、三十八年には漢城府判尹、刑曹判書となつた時は訴訟に於て公正を期した。中宗が崩じ、仁宗（一年で崩じた）から明宗になつても中央にあつて弘文館大提学、芸文館大提学から議政府左参贊の要職を歴任し、対馬との貿易や海賊（倭寇）の問題にも関与

し、その解決に努力した。その関係の日本国正使僧安心東堂と交わした詩が幾首か残っている（本書卷九所収）。

公は生来病弱の体質であったためか、病気のため職を辞する上書が数々なされているが、明宗の七年に願ひ出た際は、明宗は許可せず、几杖の宴を賜わり、輔国崇祿大夫靈城府院君を与えている。しかし十年（一五五五年）には辞職が認められ、この年の十一月二日に卒した。享年七十二。公の訃を聞いた明宗は慟哭して悼み、素膳を進め、三日間、朝廷を輟めることを命じ、遺族に礼官を遣わして素物を賜わり、弔意を表わした。

公には、林万根の女との間に二女、後妻の呉玉貞の女との間には二男二女があり、長男の湊（生員）、次男律（都事）がある。